

視察報告

議会運営委員会

視察期間

平成25年7月24・25日

視察先と視察事項

○三重県伊賀市

○京都府亀岡市

「議会基本条例の制定に向けた取り組み及び制定後の運用状況について」

伊賀市

伊賀市は平成16年に1市3町2村が合併し、広大な市域となりました。

地方分権の進展として、自己決定、自己責任、都市内分権の推進、そしてすでに制定されている自治基本条例の下、議会基本条例の制定に向け取り組み、平成19年第1回市議会定例会において可決、制定されました。

議員提案は全会一致が望ましい現状のなか、当時は賛成22、反対11の表決であり、議会内での議論もかなりあったと推測されます。

議会基本条例は議員の最高規範とされ、特徴としては、①議会報告会の実施②一問一答方式の導入と反問権の付与③重要政策に対する7項目の明確化

- ④政策討論会の開催
- ⑤出前講座の開催
- ⑥議案に対する議員の表決態度の公表
- ⑦議員提案による議員定数・報酬の改正となっています。



議会報告会は6班4名で18の小学校区で開催しています。これまでの開催実績は、平均参加人数20人強で、参加人数の確保が課題であります。平成23年度から38の住民自治協議会からテーマを頂くなど、改革をしながら議会報告会を開催しています。

政策討論会は会派代表を幹事とし、討論会の進め方、提案者による説明（議員、趣旨、提言）、参加議員による自由討議となっています。これまでに12回の政策討論会が開催され、議員発議による条例改正も行われてきました。出前講座はそれぞれの委員会ごとに各団体の要望を受け年2回開催されています。

議員定数・報酬は議会改革推進委員会で検討され、定数は4人減の24人、

報酬は増減無しの現状維持として、定数条例の改正を議員発議により改正されました。平成25年の任期満了に伴い運用され、その後もそれぞれ条例改正も含め議論をしながら改革を進めていきました。

亀岡市

亀岡市議会は、議会基本条例制定以前から改革・活性化に取り組んでいます。一般質問の一問一答制、本会議インターネット中継、土曜・日曜議会、費用弁償、審議会議員の報酬廃止等の改革がされてきました。

議会基本条例は、平成22年9月定例会閉会日において可決、平成22年10月14日に制定されました。特色としてはこれまでの議会の歩みを踏まえ、市民福祉の向上を議会の基本理念として示し、議会運営や議員の活動の原則等を明らかにしています。①議決責任と説明責任②議員間の自由討議③二元代表制を明記するとともに、議会と市民及び市長等の関係を規定④会議の公開と情報公開⑤請願・陳情者の意見陳述⑥議会報告会⑦市長等の反問権⑧議会による政策評価等議会における最高規範性と継続的な見直しを明記しています。

制定後において議会報告会は各常任委員会から2・3人選出し、3班編

成で毎定例会後に3会場で開催しています。23の自治会があり、議員の任期中に各自治会2回の開催となっています。

基本条例の位置づけは、議会改革の集大成ですが、ひとつの通過点に過ぎません。議会活動・議員活動のベースでもあります。

議会改革とは、基本条例の目的である市民福祉の向上に資するために、基本条例の各条項に定める理念と実現・実態とのギャップを解消する活動であります。また見直しが明記され、決算審議時における事務事業評価が実施されていきました。

制定後も内なる改革から市民とともに歩む改革へ、改革は遅々として進むと、課題も含め前進させるような運用状況でありました。

